

共謀罪に反対する声明

1910年（明治43年）の「大逆事件」では、幸徳秋水ら26名が逮捕され、うち24名が死刑判決を受けました（12名は翌日無期懲役に減刑）。理由は、天皇暗殺や社会転覆を企てる「謀議」をおこなったというものでした。

明治政府の狙いは、朝鮮侵略に反対し平和と自由平等を訴えていた幸徳秋水らの運動を弾圧、根絶やしにすることにあり、その口実となる「事件」をつくりだし、フレームアップしたものでした。

「大逆事件」以降、言論の自由は完全に封殺され、日本は侵略戦争の道をひた走り、その結果、国民は塗炭の苦しみを味わっただけでなく、周辺諸国にも多大の被害を与えました。

戦後、「大逆事件」をリードした元検事は、秋水らの「思想を裁いた」ものであったことを認めています。

このほど、テロ対策、オリンピック対策を名目に共謀罪（「テロ等組織犯罪準備罪」）という法案が閣議決定され、国会に上程されました。

これは、犯罪行為が発生する以前から人を逮捕できるという法律であり、「未遂」「予備」「共謀」を例外とするわが国刑法の原則を無視したものであることから、過去の国会でも三度廃案になったものです。

共謀罪では、人と人のコミュニケーションそのものが犯罪の対象となることから、捜査機関の判断によって恣意的な検挙が行われたり、日常的に市民一人一人の人権やプライバシーが監視される怖れがあります。

政府は共謀罪がないと「国際組織犯罪防止条約」を批准できないと言っていますが、この条約はマフィアなどの国際経済犯罪対策であり、テロとは明確に区別されており、真の狙いを隠すカモフラージュであることは明らかです。

戦後憲法で認められた内心の自由、言論の自由などのわれわれの大切な基本的人権が侵害されることがあってはなりません。

私どもは、再び「大逆事件」をつくりだす暗黒社会に逆戻りするような共謀罪には反対であることを、ここに表明します。

2017年 4月 15日

幸徳秋水を顕彰する会